



ふわふわ通信

仙台市立鶴が丘小学校
生徒指導通信
令和3年6月17日
第1号



「ふわふわ通信」の発行にあたって

鶴が丘小学校では、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」ことを目指し、子供たちが楽しく、安心して学校に登校できるよう教職員一丸となっていじめ防止に取り組んでいるところです。子供たちがより安全に安心して生活できるよう、保護者の皆様、地域の皆様と情報を共有し連携しながら子供たちの成長を見守っていくため、生徒指導通信を発行します。学校で「ふわふわ言葉」を使っのよい人間関係づくりを推進してきたので、「ふわふわ通信」としたいと思います。日頃の学校の様子や、生徒指導、特にいじめ対応に関わる情報を発信していきたいと思いますので、保護者や地域の皆様にもぜひ目を通していただければと思います。

「いじめ」とは？

文部科学省の「いじめ防止対策推進法」によると

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

と定義されています。

つまり、相手にされたことにより苦痛と感じる行為は「いじめ」となります。ただ同じことをされても苦痛と感ぜない児童もいます。よって、児童が「苦痛と感じる＝いじめ」と感じたらそれは「いじめ」であることとなります。同じことをされても「いじめ」と感じていなければ「いじめ」とはならず、それだからこそ、ふだんの人間関係づくりが重要になってきます。また、好き嫌い等で相手の行為をはかるのではなく、公平に判断できる心の豊かさを育てる必要があります。

「いじめ」アンケート

本校では、いじめの早期発見を目的として、年4回の「いじめ」アンケートを実施しています。第1回（6月）、第2回（8月）、第4回（2月）は、本校独自の形式でアンケートを行い、第3回については、仙台市内の小学校一斉に実施するアンケートとなります。

このアンケートで、「いじめ」を訴えてきた場合には、被害児童、加害児童それぞれに聞き取りを行い、双方の話をすり合わせ、その後、指導を行っています。なお、この「いじめ」についての事案については、確認したことや指導したことを含めて、必ず、被害児童、加害児童、双方の保護者に電話で連絡をすることになっています。また、教育委員会へ事案を報告することが義務付けられています。保護者の皆様にもご理解とご協力をよろしくお願いします。

